

○金融庁告示第 号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第七条第三項及び第八条第四項の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項の規定に基づき、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者及び金融庁長官の定める取引を次のように定める件（令和三年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加

える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 「略」 「号を削る。」 二〇五 「略」 「号を削る。」 六 金利関連店頭デリバティブ取引 金融商品（法第二条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第二号に規定する預金契約に基づく債権その他の権利に関するものに限る。）の利率を対象とする同条第二十二項第二号から第五号までに掲げる取引をいう。 七 債券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十七条第二十項第三号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引をいう。 八 通貨関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内	(定義) 第一条 「同上」 一 「同上」 二 通貨関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。 三〇六 「同上」 七 非清算集中等取引情報 法第百五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。 八 金利関連店頭デリバティブ取引 金融商品（法第二条第二十四項各号に規定するもののうち、同項第二号に規定する預金契約に基づく権利その他の権利に関するものに限る。）の利率を対象とする法第二条第二十二項第一号から第五号までに掲げる取引をいう。 九 債券関連店頭デリバティブ取引 府令第百十七条第二十項第三号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引をいう。 「号を加える。」

閣府令第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。

（金融庁長官の指定する者及び金融庁長官の定める取引）

第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官の指定する者は、次の各号に掲げる者とし、これらの規定に規定する金融庁長官の定める取引は、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める取引以外の取引とする。

一 店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっていないもの限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。以下この号において同じ。）に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である金融商品取引業者等であつて、当該金融商品取引業者等である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に報告したもの、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第六条第一項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）、債券関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）、又は通貨関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理さ

第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官が指定する者及び金融庁長官が定める取引は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める取引を除く取引に関する非清算集中等取引情報とする。

一 店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっていないもの限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。以下この号において同じ。）に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者、店頭デリバティブ取引に関する内閣府令第六条第一項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）、債券関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）、及び通貨関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）

れるものを除く。)に該当するもの 二 店頭デリバティブ取引(取引情報の対象となっているものであって、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。以下この号において同じ。)に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である金融商品取引業者等であつて、当該金融商品取引業者等である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に報告したもの、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第六条第一項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)、債券関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)、又は通貨関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)に該当するもの	二 店頭デリバティブ取引(取引情報の対象となっているものであって、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。以下この号において同じ。)に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者、同項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)、債券関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)、及び通貨関連店頭デリバティブ取引(信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。)
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。